

名桜大学後援会
入会式資料

名桜大後援会第1号
平成30年4月4日

名桜大学後援会
会員（保護者等）各位

名桜大学後援会
会長 比嘉 恵一
(公印省略)

名桜大学後援会へのご入会にあたり（ご挨拶）

謹啓 早春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度はご子息・ご息女のご入学、誠におめでとうございます。

さて、名桜大学生の保護者等を主な構成員とする名桜大学後援会は、大学と家庭との連携を密にし、名桜大学の教育活動および学生の福利厚生を援助することを目的として、平成9年に設置されました。以来、サークル等への県外旅費の補助、就職活動に伴う旅費の補助、学生送迎用スクールバスの寄贈等の学生支援事業を展開しております。

会員の皆様におかれましては、下記添付資料をご参照の上、本会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

添付資料1：名桜大学後援会の概要

添付資料2：名桜大学後援会会則

【後援会に関するお問合せ先】

事務局（名桜大学総務課）

TEL：0980-51-1100

FAX：0980-52-4640

名桜大学後援会の概要

名桜大学後援会では、正会員（保護者）、特別会員（教職員）、賛助会員（その他の賛同者）が納める会費を財源として、以下の事業に取り組んでいます。

1. 教育支援事業

- ① サークル等の県外遠征に係る旅費の補助
- ② 名桜大学祭への運営費寄附
- ③ 保護者を対象とした名桜大学教育懇談会を大学と共催



2. 福利厚生事業

- ① 就職・進学活動における旅費（県内・県外）の補助
- ② 新入生支援行事（記念写真・球技大会）の補助
- ③ 学生食堂運営（喫食代・ガス代・重油代）の補助



3. 卒業式関連事業

- ① 卒業式におけるキャップ・ガウンの準備
- ② 卒業アルバムの購入代金補助
- ③ 卒業記念品の購入



※ 上記の常設事業に加え、周年事業（例：グラウンドの一部整備、マイクロバスの寄贈）や臨時的な学生支援（例：大規模災害時の被災学生支援）なども理事会の議に基づき行われます。

上記事業をはじめとする会務に関する意見交換の場として、以下の会議が行われています。

会 議

- ① **理事会**・・・役員（会長、副会長、顧問、理事、監事、事務局長）を構成員とし、1年に3～4回開催されます。総会に提出される議案や会務に関する諸事項が審議されます。
- ② **総会**・・・全ての会員（正会員、特別会員、賛助会員）を構成員とし、毎年度1回開催されます。予算及び決算、事業計画、会長及び顧問の選任、会則の改廃などが決議されます。



※平成30年度総会は、以下のとおり開催することを予定しています。

日時：平成30年6月30日（土） 場所：名桜大学 学生会館 **SAKURAU**

詳細については、改めてご案内いたします。

【お問合せ先】名桜大学後援会事務局（名桜大学総務課）

TEL：0980-51-1100 / FAX：0980-52-4640

名桜大学後援会会則

(平成9年10月14日制定)

(目的)

第1条 この会は、名桜大学（以下「本学」という。）と学生の保護者等との連携を密にし、本学の教育事業および学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、名桜大学後援会（以下「後援会」という。）と称し、その事務所を名桜大学に置く。

(事業)

第3条 後援会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学と学生の保護者等との連絡に関する事。
- (2) 学生の課外活動の援助に関する事。
- (3) 学生の福利厚生事業の援助に関する事。
- (4) 学生の就職関係事業の援助に関する事。
- (5) 本学の教育事業の援助に関する事。
- (6) 本学施設、設備、備品等の整備に関する事。
- (7) 本学の基金造成および寄付金募集に関する事。
- (8) その他、後援会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第4条 後援会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 名桜大学学生の保護者等
- (2) 特別会員 名桜大学教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同する者

(役員)

第5条 後援会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 顧問 若干名
- (4) 理事 8人
- (5) 監事 2人
- (6) 事務局長 1人

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、後援会を代表して会務を処理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

- (3) 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

- (4) 理事は後援会の事業運営について審議する。

- (5) 監事は、会計を監査する。

- (6) 事務局長は、後援会の事務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及び理事は正会員の中から会長が委嘱する。

- 3 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

- 4 監事及び事務局長は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、会長が召集し、その議長となる。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事

- (2) 事業計画に関する事

- (3) 会長及び顧問の選任に関する事

- (4) 会則の改廃に関する事

- (5) その他、理事会が特に必要と認める事

- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(理事会)

第11条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案を審議する。

- (2) 会務に関する事。

- (3) その他、理事会において必要と認める事項

- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(会計)

第12条 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 後援会経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 後援会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員会費 年額1万円
- (2) 特別会員会費 年額5千円
- (3) 賛助会員会費 年額5千円

2 正会員の会費は、入学時に納めるものとする。

3 会長は、理事会に諮って、特別の事情があるものに対して会費の減額または免除をすることができる。

(監査)

第15条 収支決算は、監事の監査を経て、理事会及び総会の承認を得るものとする。

(予算の専決)

第16条 予算の成立するまでの当該年度の予算執行は、前年度予算の範囲内において、会長がこれを専決することができる。

2 予算科目にない支出については、会長、副会長が協議のうえ予備費または科目間の流用によって支出することができる。

(帳簿)

第17条 後援会に次の帳簿を置く。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿及び会員名簿
- (3) 会計に関する必要な帳簿
- (4) その他、必要な帳簿

(会則の改廃)

第18条 本会則は、総会の決議によって改廃することができる。

附 則

この会則は平成9年10月14日から施行する。

1 第7条の規定にかかわらず、この会則が施行される日に就任する役員の任期は平成11年3月までとする。

2 第14条の規定にかかわらず、この会則が施行される日に正会員となるものの会費は、次のとおりとする。

- (1) 平成6年度入学生の父母又は保証人 1万円
- (2) 平成7年度入学生の父母又は保証人 2万円
- (3) 平成8年度入学生の父母又は保証人 3万円
- (4) 平成9年度入学生の父母又は保証人 4万円

附 則

この会則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成25年4月4日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月1日から施行する。